

流動資産担保融資保証(ABL保証)

制度の特徴

中小企業者の流動資産を担保として資金運用の効率化を図ることを目的とした制度であり、特別枠での利用となります。

対 象 者	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者を対象とする（なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る）
保 証 限 度 額	2 億円（保証割合 80%）
保 証 期 間	1 年間（個別保証は 1 年以内）
据 置 期 間	—
金 利	金融機関所定
保 証 料	0.68%
担 保	流動資産を担保として徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 （一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です）